

鶴見大学仏教文化研究所紀要第19号・雑報

雑誌名	鶴見大学仏教文化研究所紀要
号	19
ページ	233-250
発行年	2014-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1646/00000332/



〈雑報〉

平成二十五年 度

仏教文化研究所活動報告

【第一回 運営委員会】

日時 平成二十五年四月十一日（木） 十二時二十分～十三時十分

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

出席者 木村清孝所長、下室覚道主任、池麗梅研究員、河野眞知郎所員、石田千尋所員、小林馨所員、伊藤正義所員、前田伸子所員、星野玲子所員、橋本弘道所員

議題

一、審議事項

- ①平成二十五年 度公開シンポジウムについて
- ②平成二十五年 度研究会の開催について
- ③国際交流協定の更新とワークショップ開催について
- ④周年記念事業パネル展について
- ④平成二十五年 度研究会の開催について
- ⑤平成二十五年 度生涯学習セミナーの開催について
- ⑥仏教文化研究所兼任研究員の採用について
- ⑦その他

二、報告事項

- ①平成二十三 年度決算について

②平成二十五年度事業計画について

③『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第十八号の刊行・配布について

④大本山總持寺宝蔵館「嫡々庵」について

⑤その他

【公開シンポジウム】

日時 平成二十五年六月八日（土）十三時三十分～十六時三十五分

会場 大学会館地下一階メインホール

テーマ 「総持学園の教育―建学の精神の展開をめぐる―」

講師・演題

木村清孝所長 「仏教文化研究所と建学の精神」

橋本弘道所員 「中根環堂初代校長の教育理念と宗教教育」

石田千尋所員 「建学の精神と文学部文化財学科の教育」

小林馨所員 「歯科医師の教育における建学の精神―患者さんに感謝を―」

（※公開シンポジウム記録は本紀要に掲載）

【国際交流協定に基づくワークショップ】

日時 平成二十五年七月五日（金）十六時三十分～十八時三十分

会場 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

講師・演題 中国海南師範大学南海区域文化研究センター・林敏（教授）

「中国の観音信仰における『首楞嚴経』の影響について」（※本紀要に掲載）

【第二回 運営委員会】

日時 平成二十五年七月十一日（木）十二時二十分～十二時五十五分

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

出席者 木村清孝所長、下室寛道主任、池麗梅研究員、星野玲子所員、前田伸子所員、橋本弘道所員、山室吉孝所員、中川光憲所員、小池富雄所員、緒方啓介所員

議題

一、審議事項

- ① 『鶴見大学仏教文化研究所紀要』（第十九号）の原稿募集、編集予定について
- ② 平成二十五年年度仏教文化研究所図書購入の計画について
- ③ 科学研究費補助金の申請について
- ④ 生涯学習セミナー第2クール「二歩すすんだ仏教入門…仏教と日本文化」の開講について
- ⑤ その他

・平成二十五年年度第三回運営委員会開催の日程について

二、報告事項

- ① 平成二十五年年度公開シンポジウムの結果について
- ② 海南師範大学南海区域文化研究センターとの学術交流協定の更新について
- ③ 国際交流協定に基づくワークショップの結果について（平成二十五年七月五日（金））
- ④ その他

【第三回 運営委員会】

日時 平成二十五年十一月七日（木） 十二時二十分～十二時五十分

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

出席者 木村清孝所長、下室寛道主任、池麗梅研究員、河野真知郎所員、石田千尋所員、伊藤正義所員、小林恭治所員、宗墓秀明所員、前田伸子所員、小林馨所員、星野玲子所員、橋本弘道所員、山室吉孝所員、小池富雄所員、緒方啓介所員

議題

一、審議事項

- ①平成二十六年年度仏教文化研究所事業計画について
- ②平成二十六年年度仏教文化研究所予算について
- ③台湾仏光大学仏教研究センターとの学術交流協定について
- ④台湾仏光大学仏教研究センターによる受託研究について
- ⑤その他

二、報告事項

- ①生涯学習セミナー第2クール「一歩すすんだ仏教入門・仏教と日本文化」の実施状況について
- ②大学50周年・短期大学部60周年記念大パネル展「總持寺・總持学園・仏教文化研究所の歴史」の進捗状況について
- ③平成二十五年年度仏教文化研究所図書購入の進捗状況について
- ④『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第十九号編集の進捗状況について
- ⑤平成二十五年年度研究例会の開催について
- ⑥その他

【大学50周年・短期大学部60周年記念事業パネル展示会】

日時 平成二十五年六月八日（土）十三時三十分～十六時三十五分

会場 大学会館地下一階メインホール

テーマ 「総持学園の教育―建学の精神の展開をめぐって―」

【鶴見大学仏教文化研究所と台湾仏光大学仏学研究センターとの学術交流協定書調印式】

日時 平成二十五年十二月十日（火）十五時～十五時三十分

場所 大学会館三階 第二会議室

【研究例会】

日時 平成二十五年十二月十二日（木）十六時三十分～十八時

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

発表者 池田道浩所員「習気から所知障へ」

下室覚道主任「現代における禅建築」

【第四回 運営委員会】

日時 平成二十五年十二月十二日（木）十二時二十分～十三時

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

出席者 木村清孝所長、下室覚道主任、池麗梅研究員、河野真知郎所員、石田千尋所員、橋本弘道所員、星野玲子所員、

前田伸子所員、山室吉孝所員、小池富雄所員、緒方啓介所員

議題

一、審議事項

① 仏教文化研究所の今後について

② 仏教文化研究所規程の改訂について

③ その他

【第五回 運営委員会】

日時 平成二十六年二月二十七日（木） 十二時二十分～十三時二十分

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

出席者 木村清孝所長、下室覚道主任、池麗梅研究員、石田千尋所員、小林恭治所員、橋本弘道所員、前田伸子所員、緒方啓介所員、星野玲子所員

議題

一、審議事項

① 仏教文化研究所規程の改訂について

② 平成二十六年年度鶴見大学仏教文化研究所所員について

③ 平成二十六年年度公開シンポジウムのテーマ等について

④ その他

一、報告事項

① 平成二十六年年度予算について

② 平成二十五年年度研究例会の開催について

③ 台湾仏光大学仏学研究センターとの学術交流協定の締結について

④ 台湾仏光大学仏学研究センターによる受託研究の契約と活動について

⑤ その他

平成二十五年
度
仏教文化研究所概要

〔所在地〕〒230―8501 神奈川県横浜市鶴見区鶴見一―一―三 鶴見大学内

TEL ○四五―五八一―一〇〇一 FAX ○四五―五八一―一三九一

〔所 長〕 木村 清孝 鶴見大学学長（哲学）

〔主 任〕 下室 覚道 文学部准教授（宗教学）

〔専任研究員〕 池 麗梅 仏教文化研究所准教授（仏教学）

〔兼任研究員〕 石田 千尋 文学部教授（歴史学）

伊藤 正義 文学部教授（文化財学）

河野 真知郎 文学部教授（考古学）

小林 恭治 文学部教授（日本語学）

宗墓 秀明 文学部准教授（歴史学）

星野 玲子 文学部講師（文化財科学）

小林 馨 歯学部教授（歯科放射線学）

前田 伸子 鶴見大学副学長・歯学部教授（細菌学）

橋本 弘道 短期大学部准教授（教育学）

山室 吉孝 短期大学部教授（哲学）

- 中川 光憲 附属中学・高等学校校長
- 小池 富雄 文学部教授（文化財科学）
- 緒方 啓介 文学部准教授（文化財科学）
- 永田 勝久 本学名誉教授（文化財科学）
- 佐藤 達全 短期大学部非常勤講師（仏教保育）
- 関根 透 本学名誉教授（倫理学）
- 尾崎 正善 文学部・歯学部非常勤講師（宗教学）
- 斎藤 明 東京大学教授（印度哲学）
- 丘山 新 浄土真宗本願寺派総合研究所副所長（仏教学）
- 蓑輪 顕量 東京大学教授（仏教学）
- 高橋 晃一 東京大学特任研究員（仏教学）
- 古瀬 珠水 東京外国語大学非常勤講師（日本仏教）
- 池田 道浩 文学部・歯学部非常勤講師（仏教学）
- 矢島 道彦 東京大学非常勤講師（宗教学）
- 田口 暢穂 本学名誉教授（中国文学）
- 岩橋 春樹 大本山總持寺宝蔵館館長（美学・美術史）
- 納富 常天 元大本山總持寺宝物殿館長（宗教学）
- 柳澤 慧二 本学名誉教授（生理学）

〔顧問〕

鶴見大学仏教文化研究所規程

(設置)

第一条 鶴見大学に、鶴見大学仏教文化研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(目的)

第二条 研究所は、鶴見大学の建学の精神に則り、日本における仏教文化を中心に、広く仏教と文化に関する研究を推進し、学術の発展に寄与することを目的とする。

(研究内容等)

第三条 研究所は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (一) 宗教学等の教授内容としての諸宗教の比較、仏教教理、曹洞宗学（特に總持寺教学）及び日本文化に及ぼした仏教の研究等の基本的研究
- (二) 鶴見大学及び鶴見大学短期大学部における建学の精神の具現化及びその方法等の研究
- (三) 鶴見大学大学院文学研究科との共同研究及び他の研究機関との学際的研究
- (四) 研究会、講演会及び公開講座等の開催
- (五) 研究所の調査及び研究の成果並びに共同研究の成果、講演等の発表のための紀要類の刊行
- (六) その他研究所の目的を達成するために必要と認める研究等

(研究部門)

第四条 研究所に、次の三研究部門を置く。

(一) 仏教学研究部門

(二) 仏教教育研究部門

(三) 仏教文化財研究部門

(所長)

第五条 研究所の所長は、鶴見大学学長の併任とする。

(主任)

第六条 研究所の主任は、研究所の所員のうちから、所長が委嘱する。

(所員)

第七条 研究所に、次の所員を置く。

(一) 専任研究員

(二) 兼任研究員

(三) 顧問

二 兼任研究員・顧問には、給与は支給しない。

(専任研究員)

第八条 専任研究員の任用については、別に定める。

(兼任研究員)

第九条 兼任研究員については、次の研究員を置き、所長が委嘱する。

(一) 鶴見大学及び鶴見大学短期大学の専任教員

(二) 鶴見大学及び鶴見大学短期大学の専任教員以外の者

二 鶴見大学及び鶴見大学短期大学部の専任教員以外の者は任期を一年とし、更新することができる。

(顧問)

第一〇条 研究所に、必要な助言を与え事業の円滑な運営を図るため、若干人の顧問を置く。

(職員)

第十一条 研究所の職員(教員を除く。以下この項において同じ。)は、専任のほか、鶴見大学の専任の職員の中から所長が委嘱する。

(運営委員会)

第十二条 研究所に、第三条に定める研究内容等の企画、運営のため、運営委員会を置く。

二 運営委員会は、所長及び所長が委嘱する運営委員をもって構成する。

三 運営委員の任期は二年とし、更新することができる。

(経費)

第十三条 研究所の経費は、鶴見大学の年間研究費予算その他寄附金等をもってこれに充てる。

(事務の所管)

第十四条 この規程に関する事務は、研究所事務室が所管する。

(規程の改廃)

第十五条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、行うものとする。

附 則

この規程は、平成七年四月一日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

鶴見大学仏教文化研究所専任研究員任用規程

(目的)

第一条 この規程は、鶴見大学仏教文化研究所規程第八条により鶴見大学仏教文化研究所（以下「研究所」という。）における専任研究員の任用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(職位)

第二条 専任研究員の職位は、教授、准教授、講師及び助教とする。

二 教授とすることができる者は、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(一) 大学教授としての経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの。

(二) 准教授として相応な経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの。

(三) 前各号の該当者と同年以上の学識・経験・業績があると認められるもので、博士の学位を有するもの。

三 准教授とすることができる者は、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(一) 大学准教授としての経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの。

(二) 講師として相応な経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの。

(三) 前各号の該当者と同年以上の学識・経験・業績があると認められるもので、修士の学位を有するもの。

四 講師とすることができる者は、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(一) 大学講師としての経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの。

(二) 助教として相応な経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの。

(一) 前各号の該当者と同等以上の学識・経験・業績があると認められるもので、修士の学位を有するもの。
五 助教となることができる者は、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(一) 修士の学位を有し、研究上の業績を有するもの。

(二) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められるもの。

(選考結果の上申)

第三条 専任研究員の選考は、一般公募とし、運営委員会の議を経て、研究所長が当該候補者を学長に上申する。

二 なお選考方法は、書類選考及び面接とする。

(申請)

第四条 専任研究員を希望する研究者は、原則として次に掲げる書類をもつて研究所に申請するものとする。

(一) 履歴書

(二) 研究業績一覧

(三) 著書・論文

(四) その他選考に必要な書類

(職務)

第五条 専任研究員は、鶴見大学仏教文化研究所規程第三条（研究内容等）に定める研究・調査活動、その他、研究所の活動に必要な業務を行うものとする。

(勤務・待遇等)

第六条 専任研究員の勤務・待遇等は、鶴見大学職員就業規則によるものとする。

(研究費)

第七条 専任研究員には、研究費を支給することがある。

二 支給額は別に定める。

(諸規程等の遵守)

第八条 専任研究員は、研究等に従事するに当たり、本学の諸規程等を遵守しなければならない。

(規程の改廃)

第九条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経た後、学長の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十四年度 仏教文化研究所購入図書・資料

1. 一般図書

- 『磧砂大藏経』（第一冊～第二一〇冊）、線装書局、二〇〇四年
『月潭全竜和尚語録』、国書刊行会、二〇一二年
『統天台宗全書…法華玄義伊賀抄』（上）、春秋社、二〇一二年
『道元禪師全集』（第九卷）、春秋社、二〇一二年
『南北朝遺文』（関東編第五卷）、東京堂出版、二〇一二年
池田宗讓（監修）『最澄と比叡山』、青春出版社、二〇一二年
中島隆博『共生のプラクシス…国家と宗教』、東京大学出版会、二〇一二年
Prince Shōtoku's commentary on the Śrīmālā Sutra (Taishō volume 56, number 2185), (BDK English Tripiṭaka), Translated from
the Chinese by Mark W. Dennis, Berkeley, Calif.: Bukkyō Dendō Kyōkai America.

2. 参考図書

伊藤武『新図説インド神秘事典』、出帆新社、二〇一一年

3. その他の資料

- 石山寺一切経本『統高僧伝』卷八（十二世紀写本）
『鎮西禪師行状絵詞』（第一～第十八卷）、沢田吉左衛門

- 『仏祖三経指南』（乾・坤）、貝葉書院
- 『大阿羅漢図賛集』（天・地・人）、出版者不明
- 『古今妖魅考』（第一〜第三卷）、出版者不明
- 『真俗仏事編』（第一〜第六卷）、沢田吉左衛門
- 『近世念仏往生伝』（第一〜第三卷）、専念寺
- 『悉曇摩多体文初学考要』（上・下）、出版者不明
- 『悉曇字記』、澄禅
- 『大横浜名所・鶴見総持寺全景』（絵はがき）其一、其二、「出版者不明」
- 『大本山総持寺全景』（絵はがき）、大本山総持寺
- 『大本山総持寺・工事中の全景』（絵はがき）、大本山総持寺大遠忘事務本部
- 『曹洞宗大本山総持寺御遍祖式参拝紀念・拜殿の光景』（絵はがき）、大本山総持寺
- 『曹洞宗大本山総持寺再建工事第四回紀念・武蔵国橘樹郡鶴見二於ケル建築作業場側面之景』（絵はがき、明治四十四年五月撮影）、大本山総持寺
- 『曹洞宗大本山総持寺御再建第一回紀念・移転敷地土工の実景』（絵はがき）、大本山総持寺
- 『能登大本山総持寺祖院』（絵はがき）、大本山総持寺祖院
- 『金沢名勝・前田家祈願所たる曹洞宗大乘寺』（絵はがき）、大乘寺

鶴見大学仏教文化研究所紀要投稿規程

一 鶴見大学仏教文化研究所紀要（以下「紀要」という。）は、鶴見大学（以下「大学」という。）及び鶴見大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）において研究又は教育に従事する者の研究業績を内外に発表することを目的とする。

二 紀要に投稿できる者は、原則として、大学及び短期大学部において研究又は教育に従事する者及びこれと共同で研究に従事する者と、仏教文化研究所主催による公開講演会・シンポジウムの講師とする。

三 投稿される論文は、未刊行のものに限る。定期刊行物（学術雑誌、商業雑誌、大学・研究所紀要など）や単行本として既刊、あるいは、これらに投稿中の論文は本紀要に投稿できない。但し、学会発表抄録や科学研究費などの研究報告書はその限りではない。

四 投稿する者は、紀要刊行内規で定められた投稿要領に従って原稿を作成する。

五 本紀要に掲載された論文の公衆送信権は、鶴見大学に属する。

附 則

この規程は、平成十八年四月二十日から施行する。